

我が国の法の支配に関する最高権威を一私人呼ばわりする安倍内閣の反知性主義に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十七年九月二十五日

小西洋之

参議院議長山崎正昭殿



我が国の法の支配に関する最高権威を一私人呼ばわりする安倍内閣の反知性主義に関する質問

主意書

一 安倍総理、中谷防衛大臣、横畠内閣法制局長官にあつては、元最高裁判所長官、元内閣法制局長官の方々の平和安全法制が憲法違反であるとの主張に対し、「一私人」の見解に過ぎない旨答弁をしている。ここで、この一私人の見解に過ぎないとの答弁の趣旨について具体的かつ詳細に示されたい。

二 仮に、安倍政権において、一私人の見解に過ぎない旨指摘された方が、内閣の任命によつて法的見解を示す官職に就任した場合は、当該方々の平和安全法制が憲法違反であるとの見解は、どのような扱いを受けるべきであると考えるか。

三 我が国の法の支配の発展に貢献し、かつ、その最高権威であつた法の専門家の憲法違反との主張を一私人の見解呼ばわりすることは、安倍内閣の反知性主義の現れそのものではないか。

右質問する。

